

研究ノート

18世紀イギリスにおける新聞と法

芝 田 正 夫

1. はじめに

イギリス新聞史は、1620年代の各種のコラントやニューズブックから始まり、清教徒革命（市民戦争）期の両派のパンフレットや新聞を経て、1665年刊行の官報ロンドン・ガゼットなどにつながっていくが、革命期の一時期を除けば、特許制と検閲制のもとで新聞を自由に刊行できる状態ではなかったといつてよいだろう。1695年の特許法（Licensing Act）廃止以降は制度的には「新聞の自由」は確立したともいえるが、実際には法廃止以降も1712年のスタンプ税法など、特許制と検閲制に依拠しない様々な方法による統制があったと考えられる¹⁾。ゆえに18世紀のイギリス新聞史は、一定の自由保障のもとでの量的質的発展の時期であるとともに、種々の法的規制との闘いの歴史でもあり、このふたつの面からこの時期の新聞史の特徴を押さえることができるだろう。

この小論では、18世紀イギリス新聞史研究の一環として、まず特許法廃止以降の種々の法的規制について、まずその内容をまとめることを目的としたい。後述のように、イギリスにおいてもこの時期の法制度研究は必ずしも進んではなく、不明確な点も多くあるのが現状である。日本においても、従来この時期の研究は、スタンプ税や名誉棄

損法の問題などをめぐって、新聞と政府との間の自由を求める闘いの時期として語られる場合がほとんどであったが、その前提となる法制度に関する研究は決して多くはなかった²⁾。こうした点から、本稿では、法制度の持つ社会的背景や制定過程、それにその影響などについては今後の課題とし、まず実態としていかなる法制度があったのかを明確にしていきたい。

2. 特許法廃止までの法制度

まず特許法廃止（1695年）までの新聞に関する法制度についてまとめておきたい³⁾。イギリスで最初に制定された出版に関する法律は1483年（1 Richard III c. 9）である。この法は外国の印刷業者と製本業者に、イングランド移住を求めるものであった。カクストン（William Caxton）がグーテンベルグの発明した活版印刷術をウエストミンスターで始めたのが1476年だったから、その後である。ヘンリー8世の時代（在位1509～47）になると、印刷物の生産・内容・配布を規制し、逆に外国の印刷職人を規制する法内容となっていた。1557年には出版印刷業組合に特許状（Royal Charter）が交付され、同組合所属の印刷業者が出版を独占することになる。

さらに1586年に星室庁印刷条例（Star Cham-

1) 特許法の廃止とスタンプ税法の成立については次の拙稿を参照してほしい。

「18世紀初期におけるイギリス新聞の研究（1）（2）」（関西学院大学社会学部紀要64～65号、1991～92年）

2) この時期の法制度を扱った研究にはつぎの文献がある。

上野裕久「英国における言論、出版の自由とその変遷」（宮崎大学学芸学部紀要9号、1960年）

渡辺 牧「近代イギリス・ジャーナリズムの発展過程—『知識に対する課税』の機能転換を中心として」（新聞学評論28号、1979年）

3) この時期の出版に関する統制については以下の文献がくわしい。

F. S. Siebert, *Freedom of the Press in England 1476-1776*. University of Illinois Press, 1952.

法律番号については注6参照。

ber decree on printing) が発効し、特許制と検閲制を2本の柱にしたコントロールシステムができあがった。その後、王政復古までの時期は、法律ではなく布告 (proclamation) や命令 (order) の形で統制が進められた。

新聞は、こうした出版統制のはじまりの時期に徐々に発展していった。最初は印刷された時事的なパンフレット (1513年のフロッデンの戦いのものが現存する最初の例として知られている) から始まり、やがて1620年にオランダ (アムステルダム) で印刷された英語新聞が輸入され、翌1621年にはイギリスで印刷された最初の新聞が発行されている。

そうして1640年の清教徒革命 (市民戦争) が始まると、1641年に星室庁印刷条例は廃止され、国内の報道が解禁された。ところが1643年には議会は検閲を再開し、議会派と王党派の両派は週刊の雑誌を刊行し、お互いに競いあった。

1660年の王政復古後は、大権裁判所 (prerogative court、星室庁など) によるコントロール、すなわち国王の大権に基づく統制から、立法を核とする議会による統制へと形を変えたのである (国王の命令による統制はアン王女の時代まで存在していたが)。まず1662年には特許法が公布された (13&14 Charles II c. 33)。この法の基本的な性格は国務大臣に権力を与えることによって、部分的に復活された出版印刷業組合を補完させることであり、政府役人に法的な権限を与えることを目的とし、この点で新聞をコントロールする最初の法律といってよい。特許法は1664年 (16 Charles II c. 8) と1665年 (16&17 Charles II C. 4) に更新され、1679年には更新が否決されたが、1685年に再び制定されている (1 James II c. 17)。

1689年の名誉革命後、1695年に特許法が廃止され、幾多の新聞が生まれた。廃止にいたる過程では、1693年に法の更新 (4 William & Mary c. 24) があったが、1695年には更新されず廃止されたの

である。特許法の廃止は、新聞の自由を含めた出版の自由を最初のもたらしたのものとして評価されるが、当時は「19世紀や20世紀における意味で出版の自由が考えられていたのではない」と理解され⁴⁾、18世紀においても様々な種類のコントロールによって出版の自由は制限されていたと考えるのが妥当である。かつ、これまでのように国王の大権によってではなく、議会の制定する法によって規制されていたのである。以下その具体例をみていきたい。

3. 18世紀の新聞統制関係の法律 (1)

—スタンプ税法

イギリスの法律は議会を通過した成文法である制定法 (statute law) と慣習法であるコモン・ロー (common law) に分かれるが、ここではまず18世紀に新聞に影響を与えた制定法について、フェザー (John Feather) などの整理にしたがってまとめていきたい⁵⁾。まずスタンプ税法と同法に関連する法についてみていきたい。

物品税としてのスタンプ税は、1671年に起源をもっているが、新聞・出版に関係したスタンプ税法は1712年に始めて制定 (一部は1711年) された。スタンプ税法は特許法廃止以降の出版の経済的側面での統制といわれているが、「スタンプ税は出版に関する制定法のうち最も複雑」(フェザー) であり、多くの歴史家は避けてきたテーマであったという。最も基本的なスタンプ税の額についても、従来イギリス国内の研究者の間でもばらつきがあり、混乱していたほどである。

同法の内容のうち新聞に関連するのは、次の三つの税金である。まず特定の印刷物に課せられた税金で、新聞、暦書 (almanac)、パンフレットへの課税である。次に広告に対する税金があり、最後に国内産紙と輸入紙に対する課税があった。また羊皮紙に対する課税もあったが、直接には新聞

4) J. Feather, 'The English Book Trade and the Law' *Publishing History* 12(1982), p. 52.

5) この章および次章の主な参考はつぎの通りである。

J. Feather, op. cit.

———, *A History of British Publishing*, Routledge, 1988.

F. S. Siebert, op. cit.

A. Aspinall, *Politics and the Press*, Home & Van Thal, 1949

C. D. Collet, *History of the Taxes on Knowledge: their origin and repeal*, T. Fisher Unwin, 1899.

には影響は与えなかったと考えられる。

(印刷物に対する課税)

まず最初に1711年8月1日に暦書に税金を課す法律ができた(9 Anne c. 23)⁶⁾。税額は、例えば片面刷りの暦書の場合、1部1面につき1ペニーだった。暦書がスタンプ税の最初の対象商品になったのは、スタンプ税の目的のふたつの側面を反映していると考えられる。というのは同法がパンフレットや新聞などの統制が目的であるとともに、この時期の長期に渡った戦争の戦費調達のためであったからである。暦書はこの当時、前世紀と同じように、「本のなかで最大のそして最もポピュラーな部類であって、最大の税収入が見込まれた」のである⁷⁾。

1年後の1712年、新聞へのスタンプ税法が32年間の期限付きで導入された(10 Anne c. 19)。税額の変遷は(表1)の通りで、7年戦争やアメリカ独立戦争、それにフランス革命を背景に1815年までは増税を続け、1833年に減額された後、1855年に廃止された。

(広告税)

次に広告税である。これも1712年に32年間の期限付きで新聞広告ひとつにつき1シリングと決まった。この法も1743年に更新され、1757年には2シリングに増税され、同時に週刊以上の間隔で出

版される雑誌にも適用された(すなわちそれ以前は週刊より短い間隔で発行される新聞が対象だったのである)。スタンプを押した紙を購入させることで正確な発行部数を把握していたスタンプ税に比べて、広告税の徴収は困難であり、そのため1765年には広告税の支払いをスタンプを押した用紙購入の前提条件とした。

(パンフレットに対する課税)

最後にパンフレットに関する課税である。新聞そのものとは関連はないが、時事的出版物を統制した制度なので触れておきたい。1712年に6シート以下のオクタボ判、12シート以下のクォート判、20シート以下のフォリオ判のパンフレットは発行部数に関係なく1シート(4ページ)につき2シリングの税額が決まった。新聞に比べてパンフレットの税額が僅少だったのは、「税の目的はパンフレットの登録制であり、政府が監視しやすくすること」だったからである⁸⁾。発行されたパンフレットは刊行から6日以内にスタンプ局に届ける必要があり、またすべてのパンフレットに印刷業者か出版業者の名前を掲載することも規定され、違反した場合は20ポンドの罰金が課せられた。この税金は1743年に更新されたが、1760年に更新されず、自動的に廃止となった。

(スタンプ税法の変遷)

(表1) スタンプ税額の変遷

	スタンプ税(新聞)(ペンス)		広告税(広告ひとつにつき。単位はシリング)
	半シート(2ページ)	1シート(4ページ)	
1712年	0.5	1.0	1.0
57	1.0	1.5	2.0
76	1.5	2.5	
80			2.5
89	2.0	2.5	3.0

6) イギリスでは、1963年まで、議会で成立した法律の番号は「法律を成立させた国会の会期を国王治世であらわし、その中で一連番号を付していた」。また c. は、chapter の略で、その会期中に成立した法律は「一つの大きな法律をなし、各法律はその一章でもあるかのように表現」されていた。16&17 Charles II c. 4 とは、チャールズ2世の治世第16年から17年にかけて開催された国会で成立した法律第4号であるとの意味である。なお治世第何年というのは暦年ではなく、即位した日から1年間が治世第1年となる。(田中英夫他『外国法の調べ方』、東京大学出版会、1974)

7) Feather, op. cit. (1988), p. 88. なお訳は箕輪成男訳『イギリス出版史』(玉川大学出版部、1991年)によった(以下同じ)。

17世紀後期の数字になるが、暦書は1660年代、毎年30万~40万部生産されていた。(香内三郎『『読者層』と『リテラシー』の間』、出版研究17、1986)

8) Aspinall, op. cit., p. 16.

スタンプ税（新聞）および広告税の税額の18世紀の推移は（表1）の通りである。1789年以降については、スタンプ税（新聞）は1797年（半シート3.5ペンス）、1815年（4.0ペンス）に増額され、1833年に1.0ペニーに減額、1855年に廃止された。広告税は、1815年に3.5シリングに増額されたあと、1833年に1.5シリングに減額され、1853年に廃止された。

次に税額以外のスタンプ税法の内容の変遷についてである。スタンプ税の増税とともに何度も法改正があり、他の規定の追加によって、取り締まりが強化されていったと考えられる。スタンプ税法の主な改正について順に整理していきたい（制定法の一覧は（表2）参照）。

- 1725年法（11 George I c. 8） 1712年法では4ページまでの新聞の税額の規定しかなく、6ページ以上の新聞はパンフレット扱いで、6ページにつき部数に関係なく3シリングのみだった。この「抜け道」が1725年法により改正され、すべての新聞が対象となった。増税の規定。
- 1743年法（16 George II c. 26） スタンプを押していない新聞を販売した者は3カ月の投獄となった。この年までスタンプを押していない新聞販売に対する罰則は明確ではなく、スタンプを押していない新聞を販売していた街頭販売人（hawker）はこの法律で始めて取り締まりの対象となった。これによって非合法の新聞出版は姿を消したとの見方がされている。

（表2）制定法リスト（1662～1799）

1662	13 & 14 Charles II c. 33	特許法
1664	16 Charles II c. 8	特許法の更新
1665	16 & 17 Charles II c. 4	特許法の更新
1685	1 James II c. 17	特許法の復活
1693	4 William & Mary c. 24	特許法の最終更新
1711	9 Anne c. 23	スタンプ税法（暦書）
1712	10 Anne c. 19	スタンプ税法（新聞）
1714	12 Anne c. 9	用紙税の増額
	13 Anne c. 18	用紙税の増額
1725	11 George I c. 8	スタンプ税法（税額変更）
	12 George I c. 7	用紙税の改正
1743	16 George II c. 26	スタンプ税法
1747	21 George II c. 2	用紙税の増額
1757	30 George II c. 19	スタンプ税法（税額変更）
1759	32 George II c. 10	用紙税の増額
1765	5 George III c. 46	スタンプ税法
1772	12 George III c. 48	スタンプ税法
1773	13 George III c. 65	スタンプ税法
1776	16 George III c. 34	スタンプ税法（税額変更）
1779	19 George III c. 25	用紙税の増額
1782	22 George III c. 66	用紙税の増額
1787	27 George III c. 13	用紙税の減額
1789	29 George III c. 50	スタンプ税法（税額変更）
1792	32 George III c. 60	フォックス名譽棄損法
1794	34 George III c. 20	用紙税の改正
	34 George III c. 72	スタンプ税法
1795	35 George III c. 72	スタンプ税法
1797	37 George III c. 90	スタンプ税法（税額変更）
1798	38 George III c. 78	新聞法
1799	39 George III c. 79	扇動規制法

（Feather, op. cit. 1982, などより作成）

- 1757年法 (30 George II c. 19) スタンプ税が増税され、暦書の税額が2倍に増額された。またこの法でも4ページ以上の新聞の税額規定がなかったため、新聞業者は再び6ページ新聞を刊行し、税金の節約(部数に関係なく3シリング)に努めた。
- 1765年法 (5 George III c. 46) 税金の支払い方法について新しい規定が加えられ、毎月、スタンプ局で清算しなければならなくなった。印刷者と発行者のみが税金納入に責任を持つと規定された(すなわち新聞の所有者には責任はない)。法に違反した者は20ポンドの罰金。広告税を滞納している印刷業者と出版業者(1789年からは新聞の所有者にも)には、スタンプを押した用紙は配給しないこととした。スタンプ税滞納の罰金は20ポンドで、1789年には500ポンドに大幅に増額された。
- 1772年法 (12 George III c. 48) スタンプ税に関するいかなる詐欺行為も流刑にあたる犯罪となった。
- 1773年法 (13 George III c. 65) 1757年法による6ページ新聞の「抜け道」が是正され、6ページ新聞は1部につき2ペンスと決められた。
- 1776年法 (16 George III c. 34) スタンプ税の増税。
- 1789年法 (29 George III c. 50) スタンプ税の増税。スタンプ税を一回に10ポンド以上支払う場合は4%割引する規定ができた。新聞販売人(hawker)による新聞の賃貸を禁止する。罰金は5ポンド。
- 1794年法 (34 George III c. 72) 新聞1ページの最大の大きさを決めた。デマイ紙(demy)の最大の大きさを28インチ×30インチとした。ただしこの法は翌年部分的に修正され(35 George III c. 72)、最大の大きさを30.5インチ×20インチとした。この規定はページ数を増やさずに、すなわち税金を節約して大判の新聞をつくる試みを避けようとしたものである。
- 1797年法 (37 George III c. 90) スタンプ税の増税。新聞発行者は価格を新聞に明示することが求められ、それ以上の価格で売ることが禁じられた。
(用紙に対する課税)

輸入紙には従来から、絹・リネンなどに課税した消費税であるスタンプ税の一環として課税されていたが、すべての紙に対する税金も1712年法で決められた。税額は一連(ream)あたりの紙の大きさと質によってそれぞれ決められており、国内産紙が国内産業保護のため輸入紙より低額であった。紙税は1714年に50%増額され、その後も増税が繰り返されたが、1787年には税の簡素化と若干の減額が行われ、1794年には、これまで一連に対しての税額が重量に対する税額になるなどの簡素化が行われた。

4. 18世紀の新聞統制関係の法律(2) — 文書による名誉棄損など

出版全体に関わるコモン・ローとしては、神の冒瀆(Blasphemy)、反逆罪(Treason)、わいせつ出版物(Obscene Libel)なども関連するが、ここでは新聞に直接関わった問題とした「文書による名誉棄損」(Seditious Libel)をとりあげる。

「文書による名誉棄損」は1275年に制定法によって定義されたが、その後、14世紀から16世紀にかけては、名誉棄損の定義があいまいなままで、唯一の定義は、「君主とその顧問を事実でないうわさから守る」というものであった。ところが、17世紀初期から、陪審員もしくは大権裁判所(星室庁など)は、単に告訴された者が実際に名誉棄損の文書を書いたり刊行したかどうかを判断することのみが求められることになった。すなわち内容が名誉棄損かどうかの判断はできなくなったのである。このことがのちのフォックス名誉棄損法の問題につながっていったのである。

このため、名誉棄損の定義は拡大され、最も広い解釈では、口頭であれ、書かれたものであれ、印刷されたものであれ、君主(革命期以降、正確には1710年以降は大臣達も含めて)を批評したものはいかなるものも名誉棄損と認定されたのである。この解釈は、清教徒革命において大権裁判所であった星室庁が廃止されてからは、議論の対象とされ、さらに名誉革命以降は解釈をめぐって大きく揺れ動いたのが事実である。18世紀には名誉棄損をめぐる論議は、「どのような範囲で政治的な批評は許容されるのか」といった問題となっ

た。1730年代までには、許容される範囲は「国家の安全」であり、国家の安全が脅かされないなら、君主や政府にとって好ましくない批評も許されるとの解釈がなされた。その「国家の安全」の範囲であるが、①国王の継承についての議会の権利を否定すること、②イギリス国教会を攻撃すること、③戦時に外交もしくは軍事政策を批判すること、④君主およびロイヤル・ファミリーに個人的な攻撃をすること、である。こうした範囲をどう評価するかについては、フェザーは「大変おおまかな制限」と評価し、⁹⁾「イギリスはヨーロッパの他国に比べて統制の緩やかな出版活動をもっていた」としており、国際比較も含めての検討が必要である。しかしながら、1790年代になると、フランス革命の支持者を訴追するため、名誉棄損はより厳しく適用され、再び「政府の武器」として機能するようになった。

名誉棄損に関する制定法については、先に述べたように、この時期にひとつだけ重要な法律が制定されている。1792年のフォックス名誉棄損法(32 George III c. 60)である。先に述べたように、17世紀初期より、陪審員は、被告が起訴状に引用された文章が名誉棄損にあたるかどうかを判断する権限は与えられていなかった。ところが、同法によって引用された文章自体が名誉棄損かどうかを判断する権限を付与されたのである。政府は従来は名誉棄損とみなされた文書の発行責任者を確定することのみでよかったのであるが、これ以降は名誉棄損そのものを実証しなければならなくなったのである。先にみたように、この法はフランス革命期という言論抑圧が厳しくなった時期に成立したわけで、「反動化する権力側の暴力的行動からわずかに残った出版の自由を守った」との評もあり、新聞の自由確立への前進という一面からのみの評価では不十分だろう¹⁰⁾。

5. フランス革命期の新聞統制法

この時期の新聞統制として、1798年新聞法(Newspaper Act) および1799年に制定された扇動規制法(Seditious Societies Act)が重要である。ともに小ピットが首相の時代にフランス革命の支持者を抑圧するために制定された法律である¹¹⁾。フランス革命は、イギリスのジャーナリズムに長期間にわたる大きな影響を与え、多くの新聞・雑誌がフランス革命を支持する報道をおこなっており、革命の影響を恐れる政府の統制の対象となっていたのである。まず1792年には「罪を犯した、または名誉を棄損した文書」に関する国王の布告をだされ、革命を支持するいわゆるラディカル・プレスの抑圧が開始された。

新聞法(38 George III c. 78)は、スタンプ税を支払わない新聞の新たな統制とフランスへの新聞の輸出を禁じる目的を持っており、主な内容は次の通りであった¹²⁾。①スタンプ局は登録した人物にのみスタンプを押した用紙を配布する。また登録した人物は、各々新聞の所有者、印刷者、発行者であることを宣誓供述(affidavate)しなければならない。②すべての新聞には印刷者と発行者の名前を明記しなければならない。また各号を発行後6日以内にスタンプ局のコミッショナーに提出しなければならない。③以上の条項に違反した者には罰金100ポンド。スタンプを押していない新聞の印刷者、発行者、所有者、購読者は一部につき罰金20ポンド、無許可で新聞を国外に持ち出した場合は罰金100ポンド、交戦国の場合は500ポンド。④外国の新聞のコピーであるとの口実で、国王や政府関係者を憎悪したり侮辱した記事を印刷したり発行した者は12カ月の投獄。

以上の様に、同法はスタンプ税を補完・強化す

9) Feather, op. cit. (1988), p. 90.

10) *ibid.*, p. 90.

11) 2法の名称は次の通りである。

(新聞法) An act for preventing the mischiefs arising from the printing and publishing newspapers, and papers of a like nature, by persons not known

(扇動規制法) An act for the more effectual supressions of societies established for seditious and treasonable purposes, and for the better preventing treasonable and seditious practices

(Aspinall, op. cit., pp. 38-39. による。)

12) Aspinall, op. cit., p. 39.

るものであり、所有者にまで記事内容の責任を課した点が新しい特徴といえる。さらに発行者の定義は販売人にまで拡大され、「新聞を読めない販売人まで投獄することができた」という。

次に1799年の扇動規制法を取り上げたい。この法律は法の名称中に「扇動協会」とあるように、当時急増していたフランス革命を支持するジャコビニズムの「ロンドン通信協会」(1792年成立)など急進的な政治クラブを統制することが主目的であった。こうした協会の活動にとって、新聞やパンフレットの刊行は不可欠であったので、これらの協会の刊行物の統制を意図したのが同法であった。内容は以下の通りである。①新聞や文書を印刷し、発行した者はその内容について法的に責任を持つ。②印刷機および(または)活字の保有者は、保有している機材と場所を地域の治安判事に届けなければならない。違反者は違反件数一件につき罰金20ポンド。③同様に印刷機製作者および活字製作者も登録しなければならない。罰則は保有者とおなじ。④印刷物には印刷業者の名前および登録した住所を記載しなければならない。違反した場合の罰金は20ポンド。⑤印刷業者は印刷した製品の写しを一部保管し、治安判事が必要とした場合は提出しなければならない。罰金は20ポンド。⑥この法の施行のために治安判事に捜査と差押えの権限を与える。以上のように、同法は新聞を含むすべての印刷物および印刷機の登録による監視を狙ったもので、登録制により発行者を明確にさせ、名誉棄損法の濫用およびスタンプ税の増額とあいまって刊行を制限しようとしたのである。

6. まとめ

はじめに書いたように、この小論では、18世紀イギリスの新聞史の全体像を把握する作業の一環として、法制面での検討をしてきた。今後の課題も含めて一応のまとめをしておきたい。

1. スタンプ税法は18世紀を通して何度も増額され、その他運用面での強化ともあいまって、この時期の新聞発行に多大の影響を及ぼしたと考え

られる。特に多額納税者への割引など、補助金として機能した面もあり、それぞれの時期におけるスタンプ税の影響については、個々の新聞の盛衰と関連させて、より詳細な検討が必要である。またこの時期は、ウォルポール政権時代(1721-42)以降、政府が補助金を新聞に交付していた時代でもあり、新聞の財政面での考察が不可欠である。

2. 1695年に特許検閲制度が消滅したとはいえ、名誉棄損の問題については、コモン・ローの適用で、ジョン・ウィルクス(1764年)のように多くの訴追がおこなわれたが、むしろ名誉棄損の範囲は限定されていたとの見方もあり、他国との比較なども含め一層の検討が必要だろう。この問題について大きな前進といわれる1792年のフォックス名誉棄損法も、フランス革命の影響を受け、ラディカル・プレスの抑圧に躍起になっていた政府のもとで、法成立後、有罪と判定されるケースが増えていた¹³⁾。

3. この時期で注目すべきは、1789年のフランス革命以来の小ピット政権(1783~1801、1804~06)での言論抑圧政策である。新聞法(1798年)扇動規制法(1799年)はさらに19世紀初期の言論統制立法、例えば1819年の「治安維持6法(Six Acts)」につながる一連の立法であり、ラディカル・プレス勃興期の言論統制策として、全体的に把握すべき領域である。

4. 法制面での検討のみでは不十分なことはいうまでもないが、フェザーのまとめのように、「18世紀のイギリス出版(新聞も含めて)を考える時、それが決して完全に自由、あるいは相当まで自由といったものでなかったことを忘れないことが大切である」¹⁴⁾との指摘は、この時期のイギリス新聞史を考察するうえでの基本的な視点になろう。

13) Feather, op. cit. (1988), p. 91.

14) *ibid.*, p. 92.